

花巻市告示第437号

花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月5日

花巻市長 上 田 東 一

花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、花巻まつり、あんどんまつり、石鳥谷まつり及び土沢まつり（以下この条、次条及び第3条において「まつり」という。）において山車を運行する団体に対し、予算の範囲内で花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号）及びこの要綱により花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、令和3年度以降のまつりにおける山車の運行を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、令和元年度のまつりにおいて山車を運行した団体であって、令和3年度以降のまつりにおいても山車の運行に意欲を有するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、令和3年度以降のまつりにおける山車の運行に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当する経費とする。ただし、飲食費、人件費、事務費、光熱水費及び報償費を除く。

- (1) 山車の修繕に要する経費
- (2) 提灯、装束、笛、太鼓、三味線その他の山車の運行に係る物品の修繕及び更新に要する経費
- (3) 山車の保管に要する経費

- (4) 山車小屋の修繕に要する経費
 - (5) その他市長が必要と認める経費
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1団体当たり20万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 費用内訳書
- (2) 前号に規定する費用の内訳が確認できる書類（見積書、納品書、発注書、領収書等）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定により決定された補助金の交付を受けようとするときは、花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金交付請求（精算）書（様式第3号）に花巻市まつり山車団体継続支援事業実績報告書（様式第4号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の前金払)

第9条 申請者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、花巻市まつり山車団体継続支援事業補助金前金払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等の取消し)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと判断した場合は、当該交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定等を取り消したときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。